

論点1 不当な差別的言動が侵害する権利・府が実施する削除要請等の法的性質

・「不当な差別的言動による権利を侵害する情報（条例第2条第1号）」とは、名誉権、名誉感情、プライバシー及び私生活の平穏等の人格権を侵害する情報をいう。

以下について、引き続き第2回部会で審議。

①不当な差別的言動が侵害する人格権 ②権利侵害の明白性の要件 ③用語定義（条例との整合性含む）

・府が実施する削除要請及び説示又は助言は、法的には行政指導となり、大阪府行政手続条例が適用される。

論点2 削除要請の対象とする情報

・特定の個人に関する不当な差別的言動について

被害者がプロバイダ等に削除要請を行ったものの、削除されずに府へ対応を求める場合であって、当該情報が明らかに不当な差別的言動と認められるとき、府がプロバイダ等に削除要請を実施する。デジタル・デバイドにより、自主的な対応を助言し促すことが困難な場合も想定。

・当該個人により構成される集団又は府内の特定の地域に関する不当な差別的言動について

当該情報が明らかに不当な差別的言動と認められるとき、府がプロバイダ等に削除要請を実施する。ただし、規模の大きな集団や地域であり、当該集団等に属する個人の権利侵害が認められない場合を除く。

・訴訟手続準備中、係争中又は訴訟が終了した事案等は対象外

論点3 説示又は助言の定義及び使い分け

・説示の定義

被害者から相談が寄せられていることを伝え、当該情報は人権侵害であるとして事理を説示し、反省を促し、削除を求める。

・助言の定義

被害者から相談が寄せられていることを伝え、当該情報の問題点を指摘し人権意識の涵養を促し、紛争解決の方向として削除を示す。

・説示と助言の使い分け

臨機応変な対応が妨げられることのないよう、違法性の内容に応じて説示と助言を使い分ける方がよい。

論点4 行政指導の相手方となり得る者

・氏名等は不明であるが、ダイレクトメッセージ等により発信者等と連絡ができる場合について

アカウント名など、対象となる者の実在性及び特定性が担保されていれば、行政指導を行うことは法的には問題ない。なお、連絡した者が府であることを証明する仕組みが必要。発信者等以外にも府が説示等を行ったことがわかるコメント欄等での行政指導は行わない。